

令和5年4月25日

府議資料

令和5年3月14日

狛江市教育委員会教育部  
公民館長 浅井 信治 様

狛江市立公民館運営審議会  
委員長 斎藤 謙一

新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について（答申）

令和3年6月25日付け狛教教公発第000053号で狛江市教育委員会教育部公民館長から諮問を受けました標題の件につきまして、別紙のとおり答申いたします。

## 答申書

新しい生活様式を踏まえた泊江市立公民館事業のあり方について



夏休み子ども・中高生スペース チャリティーイベント～ウクライナ 世界の平和を願って～  
「エッグアートをつくろう（令和4年8月9日実施）」

令和5年3月

泊江市立公民館運営審議会

## I はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）が発生した令和2年からすでに約3年が経過している。これまで、狛江市の公民館においては、消毒の徹底やマスクの着用、飲食の禁止、利用者数の制限等、活動にあたって多くの感染症拡大防止の対策を講じてきた。さらに、市の新型コロナ対策本部の決定を受け、緊急事態宣言下では公民館を臨時休館とし、すべての部屋の貸し出しを停止する期間もあった。しかし現在では、新型コロナの終息の見通しが付かない状況でありながらも、市民の学びや活動を止めないために、公民館事業の実施や団体活動の支援を継続しているところである。

新型コロナが流行り出してから、「新しい生活様式」という言葉をよく耳にするようになった。「新しい生活様式」とは、新型コロナの拡大を防止するために厚生労働省が公表した行動指針である。一人ひとりの手洗いやマスクの着用など日常生活での予防からはじまり、企業や自治体等では3密（密集・密閉・密接）を回避するための「在宅勤務（テレワーク）」や「オンライン会議」といった様々な取組みがすでに実践されている。

こういった背景をもとに、公民館長より「新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について」（令和3年6月25日付け狛教教公発第000053号）について、本審議会宛てに諮問をいただくこととなった。「新しい生活様式」と聞くと、インターネットを活用した「リモート会議」や「オンライン講座」といったものが真っ先に思い付くところではあるが、そういう取組みに限定してしまうと、新型コロナの終息後に本答申が活かせなくなってしまうことが危惧される。よって、本審議会では、新型コロナが終息したポストコロナ時代も活かせる先を見据えた事業の展開も含めて、長期的な視点に立って検討することになった。合わせて、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」といった重要な機能を持つ公民館は、「3密」になる活動も多いため、改めて公民館の原点に立ちかえり検討する良い機会ともなった。

本答申により、コロナ禍やさらなる未来において、社会教育法に定められた公民館の目的「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」の維持に役立つことができれば幸いである。

狛江市立公民館運営審議会  
委員長 斎藤 謙一

## 2 審議の経過

本審議会においては、以下の日程で、諮問事項について、9回にわたる会議を開催し、意見交換を交えながら慎重に審議を尽くした。

### 【令和3年度】

第6回（10月26日）これまでの取組み、他市の事例、グループワーク1回目

第7回（11月30日）グループワーク2回目

第8回（12月14日）3つの重点事項の検討

第9回（3月22日）3つの重点事項の整理

※第1～5回は、公民館事業評価のみ実施のため記載しない。

※新型コロナ拡大防止のため、5月と令和4年2月は中止とした。

### 【令和4年度】

第1回（4月12日）答申書（案）の確認

第6回（10月25日）3つの重点事項における今後の展望・方針（グループワーク）

第7回（1月24日）答申書（案）へ今後の展望・方針の反映

第8回（2月14日）答申書（最終案）の検討

第9回（3月14日）答申書の確定・提出

※第2～5回は、公民館事業評価のみ実施のため記載しない。

※新型コロナ拡大防止のため、11月と12月は中止とした。

## 3 公民館の役割について

原点に立ちかえり、公民館の役割を明確にするため、法令を確認するとともに、市における公民館の位置付けについて以下のとおり整理する。

### （Ⅰ）公民館の役割とは

社会教育法に定義された公民館の目的及び事業は、以下のとおりである。

#### ○社会教育法（抜粋）

##### 第二十条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第二十二条（公民館の事業）

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

### （2）公民館に求められる機能やポイント

他の公共施設の役割等を踏まえて、以下のとおり公民館のポイントを改めて整理した。

#### 公民館に求められる機能やポイント

- ◆人々の暮らしや地域の課題解決を助ける場であること
- ◆子どもから高齢者まで、幅広い世代が「つどう」場であること
- ◆住民の生活に即した教育や学術、文化を「まなぶ」場であること
- ◆住民同士や他の専門的な機関と住民とを「むすぶ」場であること

上記にある「つどう」・「まなぶ」・「むすぶ」は、公民館が地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として、公民館が担うべき役割を文部科学省が分かりやすく示した言葉である。公民館の役割に沿っているかを適宜確認する意味でも、次章「4 3つの重点事項について」の「今後の展望・方針」の中で、3つの言葉（「つどう」・「まなぶ」・「むすぶ」）を使って表した。

## 4 3つの重点事項について

本審議会では、「新しい生活様式」を踏まえた公民館事業について、各委員が付箋に書いたアイデアを分類しながら、委員同士で自由に意見交換を行った。そして、委員から出た各意見をソフト面（公民館の制度やサービスに関すること）、ハード面（設備や備品に関すること）、事業面（教室や講座に関すること）の3つに整理した。

その中で、頻出したものや優先順位が高いと思われるものを、3つの重点事項「（1）新たな事業の開拓（2）現役・将来世代への継承（3）未来に向けた取組み」に分類し、各重点事項に関する＜今後の展望・方針＞について、最終的に以下のとおりまとめた。

### （1）新たな事業の開拓

- ▼ICTにより、新たな「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を創出する
- ▼事業評価を踏まえ、「まなぶ」の充実を図る
- ▼「つどう」場を広げ、「まなぶ」機会を増やす
- ▼公民館の「まなぶ」を再発見する

### （2）現役・将来世代への継承

- ▼「つどう」幅を広げるために、若い世代の「まなぶ」ニーズを探す
- ▼公共施設を「つなぐ」ことで、若い世代が「まなぶ」充実を図る
- ▼若い世代が「つどう」機会を増やし、「まなぶ」環境を整備する
- ▼若い世代の主体的な「つどう」「まなぶ」をサポートする

### （3）未来に向けた取組み

#### ①SDGsを中心とした長期的な視点に立った事業の展開

- ▼「つどう」「むすぶ」場を提供し、さらに「まなぶ」達成感を得る
- ▼社会問題等を通じて、俯瞰的な視点で「まなぶ」ことの意味や目的を知る

#### ②多様な主体と連携した事業の展開

- ▼公共施設を「つなぐ」ことで、「まなぶ」充実を図る
- ▼行政と民間を「つなぐ」ことで、「まなぶ」充実を図る
- ▼外国人が「つどう」場所を提供し、日本人と「むすぶ」ことで、国際的な「まなぶ」楽しみや喜びを知る

## (Ⅰ) 新たな事業の開拓

新型コロナの拡大防止をきっかけに、リモート講座やテレワーク等、ICTを活用したサービスがより重視されるようになった。公民館では、令和2年度に居場所事業「連続講座」を会場とオンラインでのハイブリッド形式で実施したことが、ICT活用のスタートとなった。その後、少年事業「子ども実験教室」の動画配信や、市民劇場「西河原クリスマスコンサート」の動画上映、電子申請の積極的な活用等、市民の学びを止めないよう創意工夫をして取り組んでいる。

一方、ICT機器を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差（デジタル・ディバイド）が課題となっており、この課題の解消に向けて、公民館では、情報学習事業「スマホ講座」や東京都と連携した「高齢者スマートフォン体験会」などを実施している。

引き続き、ICTを活用し、感染症対策はもちろんのこと、子育て世帯といった日中忙しい方や、高齢者等の移動が困難な方にも場所を選ばずに学べる環境づくりを進めるとともに、物理的に3密を避けることができる館外事業を取り入れるなど、新たな事業の開拓が求められている。

### <今後の展望・方針>

#### ▼ICTにより、新たな「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を創出する

⇒デジタル化する時代に適した「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を公民館で検討・導入し、スマートシティ※の実現に向けた取組みに期待する。

※国が「都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」と定義したもの。

#### ▼事業評価を踏まえ、「まなぶ」の充実を図る

⇒新たな事業を開拓するためには、本審議会の事業評価を活用し、公民館事業を改善するための不断の見直しが必要である。令和2年度の答申「狛江市立公民館事業の評価のあり方について」に基づき、継続した事業評価に取り組んでいただきたい。

#### ▼「つどう」場を広げ、「まなぶ」機会を増やす

⇒西河原公民館の周辺には多摩川や西河原公園といった素晴らしい地域資源がある。こういった資源を活用し、公民館から飛び出した館外事業の企画を実施するなど、密の回避をしながら市民の健康増進や学びの提供ができるような取組みが必要である。

#### ▼公民館の「まなぶ」を再発見する

⇒市内の公共施設の中で茶室や暗室を有するのは公民館だけである。それらに加え、公民館の

様々な機能（料理実習室、生活工芸室（美術工芸室）、陶芸窯、図書室等）を活かした事業を展開し、公民館の魅力を改めて多くの市民に感じてもらい、学びの輪を広げていただきたい。

## （2）現役・将来世代への継承

公民館では、子どもや若者たちを対象とした多くの事業（子ども・若者事業や子育てセミナー等）を実施している。平成29年度から実施している居場所事業「夏休み子ども中高生スペース」は、令和2年度は事業を中止したが、令和3年度と令和4年度は実施し、コロナ禍だからこそ行き場のない子どもたちに居場所を提供できたことは一定の成果があった。また、令和4年度に本格実施している「学習フリースペース」では、中央公民館の空いている部屋を活用して新たな学びの場を提供している。他にも田園調布学園大学との連携や、市内小中学校の職場訪問、職場体験の受け入れ等も実施している。しかしながら、公民館利用者のうち高齢者がまだ多くを占めている現状では、現役・将来世代の公民館に対する理解と関心があるとは言い難い。

そこで、平成28年度の本審議会の答申「狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたら市民のための学習の場とするために必要な公民館事業等のあり方について」における若い世代に係る本答申内容を再度振り返り、公民館がどこまで実現できているのかの進捗管理を行った。この進捗管理を踏まえた上で、重点事項「現役・将来世代への継承」については、以下のとおりとする。

### ＜今後の展望・方針＞

#### ▼「つどう」幅を広げるために、若い世代の「まなぶ」ニーズを探す

⇒現役・将来世代をターゲットとした事業を企画・運営し、子ども・若者の学びをサポートすると同時に、公民館の新たな担い手の確保を目指す必要がある。子どもや若者が何を求めているか、まずはアンケート調査等を通じて、小・中学生や高校生等のニーズを把握した上で、事業を展開していくことも必要である。さらには、子どもや若者が主体となって、事業を企画・運営することで、公民館に継続的に携わってもらうことが望まれる。

#### ▼公共施設を「つなぐ」ことで、若い世代が「まなぶ」充実を図る

⇒公民館の取組みは幅広い世代を対象にしているため、他の公共施設と重なる部分が大きい。特に、子どもや若者の関係で言えば、市内には多くの小・中学校や児童館が存在する。公民館の位置付けを踏まえた上で、各公共施設との情報共有や連携を図ることにより、広がりのある事業が展開されることを期待する。

### ▼若い世代が「つどう」機会を増やし、「まなぶ」環境を整備する

⇒現役・将来世代の利用を促し、子どもから高齢者まで多世代が交流できる公民館であるためには、ソフト面とハード面の両面で整備する必要がある。今後改修予定の市民センターでは、フリースペースが拡充し、ティーンズルームやスタディコーナーが新設される。子どもや若者の利用が増え、より多くの人に開かれ、すべての世代が集う施設となることを期待する。

### ▼若い世代が「つどう」機会を増やし、「まなぶ」環境を整備する

⇒通学や通勤、子育て等をしている市民にとっては、公民館に足を運ぶ時間は限られる。利用時間区分の見直しや、開館時間の延長等を導入することで、若い世代の新たな利用者が増えることを願うものである。

### ▼若い世代の主体的な「つどう」「まなぶ」をサポートする

⇒令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、狛江高校と選挙管理委員会で連携した主権者教育が展開されるなど、主権者教育への意識、関心も高まっている。公民館においても、子ども・若者が、国や地域の一員として、どのように社会や人生をより良いものにしていくべきかを自ら考え、多様な他者と協力し課題を解決するために、主権者意識を芽生えさせ、より良い社会を創る資質・能力を育むための取組みを進めることが重要である。

## (3) 未来に向けた取組み

### ①SDGsを中心とした長期的な視点に立った事業の展開

平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発目標」(SDGs)では、地球上の「誰一人として取り残さない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められた。そして17の国際目標のひとつに「すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。

公民館では、令和3年度に本格実施した事業評価でSDGsの視点を持たせている。また、令和4年度では、男性の子育て参加の視点から「女性セミナー」から「子育てセミナー」に事業名を変更したほか。市民ゼミナールではSDGsをテーマに取り組んでいる。引き続き、長期的な視点に立って、公民館としてSDGsの理念に沿った事業の企画・運営が必要となる。

## <今後の展望・方針>

### ▼「つどう」「むすぶ」場を提供し、さらに「まなぶ」達成感を得る

⇒環境や貧困問題、女性の社会参加の推進等、SDGsには様々な種類があり、身近な問題と結び付けやすい。公民館でもSDGsに関わる事業の企画や事業評価の進捗管理等を行ってもらい、市民にもっと身近な問題として考えてもらうきっかけづくりに寄与していただきたい。

▼社会問題等と通じて、俯瞰的な視点で「まなぶ」ことの意味や目的を知る

⇒SDGsだけではなく、市が推進する2050年までに二酸化炭素の排出量のゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」など社会的な動きに合わせた事業の企画・運営を検討し、社会問題を地域の課題として捉える取組みも必要である。

②多様な主体と連携した事業の展開

日本中の多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な地域の課題を克服し、地域において人々が安心して心豊かな生活を送ることのできる地域づくりが大きな課題となっており、そのためにも豊かな学びの機会が必要である。公民館では、令和3年度から全国公民館連合会と明治安田生命保険相互会社が協同で活動を展開する「地元の『公民館』元気プロジェクト」を活用した事業を行っている。また、令和4年度から田園調布学園大学の学生が企画した講座を実施している。

今後も豊かな学びを提供するには、公民館が多様な主体と目的を共有した上で連携し、専門的な知識やノウハウを活用しながら地域課題の解決に取り組むことが重要である。

<今後の展望・方針>

▼公共施設を「つなぐ」ことで、「まなぶ」充実を図る

⇒市内には公民館以外にも図書館や児童館、地域・地区センターといった様々な公共施設が設置されている。各公共施設がお互いの理念や目的を理解・共有し、事業の企画・運営をすることで、市全体で社会教育の拡充に取り組むことを期待する。

▼行政と民間を「つなぐ」ことで、「まなぶ」充実を図る

⇒公民館職員の知識や経験、人脉だけでは公民館事業の「マンネリ化」や「前年踏襲」といった停滞につながる恐れがある。そこで、民間と連携し、その新しい強みやノウハウを公民館に取り入れることで、より深い市民の学びの充実を図ることを期待する。

▼外国人に「つどう」場所を提供し、日本人と「むすぶ」ことで、国際的な「まなぶ」楽しみや喜びを知る

⇒市内の外国人は増加傾向にあり、約1,300人に上る。また、昨今のロシアのウクライナ侵攻やトルコ・シリア地震等、不安定な国際情勢が続いている。こういったときこそ、グローバルな視点に立って外国人と協力した事業を展開し、公民館が市民に国際的な学びを提供できることを希望する。

## 5 さいごに

コロナ禍をきっかけにデジタル化が進み、我々のライフスタイルそのものが大きく変わっている。たとえば、電子決済等のキャッシュレス化により、現金を持つ必要はなくなった。また、テレワークやリモート会議等の普及により、会場まで直接出向いて顔と顔を会わせる必要もなくなった。こういった身近な事例からも、スマートシティの実現に向けて、社会全体が動き出してきていると肌で感じることができる。時代の流れに取り残されないよう、公民館が担う基本的な役割「つどう・まなぶ・むすぶ」を残しつつも、ＩＣＴを活用した現代版「つどう・まなぶ・むすぶ」についても、検討・構築していくなければならない。

また、公民館だけではなく、市役所や図書館、児童館、地域・地区センターといった各公共施設がお互いの役割を理解し、協力・連携することが今後さらに重要となってくる。場所に限定されずに、ワンストップですべてのサービスが享受できるような体制や仕組みづくりを検討し、狛江市が現代の市民の暮らしにさらに寄り添った行政となることを期待する。

### 第23期狛江市立公民館運営審議会 (令和3年4月1日～令和5年3月31日)

委員長 斎藤 謙一  
副委員長 馬場 信義（故人）  
都築 完  
委員 内海 貴美  
小松 香織  
中野 潔  
長岡 智寿子  
長谷川 まゆみ  
深井 秀造  
細谷 明美